

# 新型コロナウイルス感染症対策の川根本町役場職員対処方針

令和2年4月1日

川根本町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策について、国・県において定められた基本的対処方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の川根本町役場職員対処方針を策定する。

## 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対策は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、住民の生命を守るため、コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、この難局を乗り越えることができるよう、国・県等と連携・協力して対策を進める必要がある。

町職員としても新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、次の取組を迅速にかつ適切に行う。

## 2 取組事項

### (1) 業務継続計画発動に向けた準備

川根本町業務継続計画を発動する場合に備え、各部局において必要な準備を行う。

### (2) 町（役場）内の対応

#### ① 町職員への健康管理に関する注意喚起等

町職員に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底等必要な事項について、引き続き周知等を行う。

また、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症まん延予防のための措置に加え、職員への感染を未然に防止すべく職員の健康保持のための措置を引き続き講じる。

#### ② 町職員への休暇取得の勧奨

職務の状況に応じ休暇取得の勧奨を図るとともに、発熱等の風邪症状が見られる職員等に対しては、休暇取得を強く働きかける。

#### ③ 町職員への感染拡大地域への移動抑制及び情報提供・注意喚起

常に全国、県内の感染状況の情報収集に努めるとともに、町職員は、感染拡大地域の移動について、公務私用を問わず自粛するものとする。

#### ④ 備蓄品（マスク等）の適切な在庫管理及び配布

新型コロナウイルス感染症対策を実施するにあたり、必要となるマスク等の物品について備蓄を確保し、必要に応じて配布を行う。

⑤ 町主催イベント・会議等の取り扱い

町新型コロナウイルス感染症対策本部（3月30日開催）で決定した「町主催イベント等の開催基本方針」を踏まえ

以下の3つの条件が同時に重なった最も感染拡大リスクの高い状況を回避し、慎重な対応を行う。

- ・換気の悪い密閉空間
- ・人が密集している
- ・近距離での会話や発生が行われる

イベント等の開催中止にあたっては、関係者に対し、国・県及び町の基本方針の趣旨等について丁寧に説明を行い、その理解を得るよう十分配慮する。

(3) 情報共有・提供

町民への情報提供

回覧及び配布チラシ、町ホームページ、かわねフォン等を通じて、町民に対し、新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報を、出来る限り速やかに提供し、注意喚起に努める。